



平成 27 年 5 月 14 日

各 位

会社名 エーザイ株式会社  
代表者名 代表執行役 CEO 内藤 晴夫  
(コード番号 4523 東証第 1 部)  
問合せ先  
執行役 コーポレートアフェアーズ担当  
佐々木 小夜子  
(TEL 03-3817-5120)

### 定款の一部変更に関するお知らせ

エーザイ株式会社(本社:東京都、代表執行役 CEO:内藤晴夫)は、平成 27 年 5 月 14 日開催の取締役会において「定款一部変更の件」を平成 27 年 6 月 19 日開催予定の第 103 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせします。

#### 記

#### 1. 変更の理由

変更の理由の概要は以下のとおりであり、いずれも「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)(以下、改正法)が、平成 27 年 5 月 1 日に施行されたことに伴うものです。

##### 1) 委員会設置会社等の名称変更

改正法により、「委員会設置会社」および「委員会」の名称が、それぞれ「指名委員会等設置会社」および「指名委員会等」に変更されたことに伴い、当社定款の一部変更を行うものです。

##### 2) 責任限定契約の対象となる要件の変更

改正法により、会社法第 427 条に定められた責任限定契約の対象となる取締役の要件が、社外取締役から、同法第 2 条第 15 号イに定められた業務執行取締役等であるものを除く取締役に変更されたことに伴い、当社定款の一部変更を行うものです。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は以下のとおりです。

(下線部は変更部分を示しています。)

現行	変更案
( <u>委員会設置会社</u> ) 第 6 条 本会社は、会社法第 2 条第 12 号に定義される <u>委員会設置会社</u> とする。	( <u>指名委員会等設置会社</u> ) 第 6 条 本会社は、会社法第 2 条第 12 号に定義される <u>指名委員会等設置会社</u> とする。

現行	変更案
<p style="text-align: center;">第5章 <u>委員会</u></p> <p>(<u>委員会の設置</u>)</p> <p>第 29 条 本社は、指名委員会、監査委員会および報酬委員会を置く。</p> <p>(選 定)</p> <p>第 30 条 <u>委員会</u>を組織する取締役は、取締役会の決議によって選定する。</p>	<p style="text-align: center;">第5章 <u>指名委員会等</u></p> <p>(<u>指名委員会等の設置</u>)</p> <p>第 29 条 本社は、指名委員会、監査委員会および報酬委員会を置く。</p> <p>(選 定)</p> <p>第 30 条 <u>指名委員会等</u>を組織する取締役は、取締役会の決議によって選定する。</p>
<p>(責任免除)</p> <p>第 38 条 (条文省略)</p> <p>② 本社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>社外取締役</u>との間に、法令が規定する責任の限度額に損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。</p>	<p>(責任免除)</p> <p>第 38 条 (現行どおり)</p> <p>② 本社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>取締役(業務執行取締役等である者を除く。)</u>との間に、法令が規定する責任の限度額に損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。</p>

### 3. 日程

株主総会予定日 平成 27 年 6 月 19 日(予定)

効力発生日 平成 27 年 6 月 19 日(予定)

以上